特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝浦市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

勝浦市長

公表日

平成27年5月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符					
	号を用いて行う。					
③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込 /滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
国民健康保険税賦課ファイル	、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項42、43項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
(1) ★17 500						
①部署	市民課					
②所属長	市民課長 渡辺 茂雄					
②所属長 6. 他の評価実施機関	市民課長渡辺茂雄					
②所属長	市民課長 渡辺 茂雄 訂正·利用停止請求					
②所属長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・ 請求先	市民課長 渡辺 茂雄 訂正・利用停止請求 郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646					
②所属長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・	市民課長 渡辺 茂雄 訂正・利用停止請求 郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成27年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	27年1月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明